

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年7月21日)

○ 被害者支援心理カウンセラーの活動状況について	・・・・・・・・ 2
	(警務部広報県民課)

警 察 本 部

被害者支援心理カウンセラーの活動状況について

令和 8 年 7 月 21 日
警 察 本 部
(警務部広報県民課)

令和 7 年 4 月に新規配置した被害者支援心理カウンセラーについて、令和 7 年度の活動実績等を報告します。

1 被害者支援心理カウンセラーの概要

犯罪直後の急性期において、様々な困難に遭遇する犯罪被害者等に寄り添い、専門的な見地から犯罪被害者等の精神的な支援を行うとともに、犯罪被害者等に接することにより起こりうる、捜査や支援に当たる職員の「代理受傷」を防止するため、必要な研修を実施するなど、犯罪被害者等支援に係る心理的な支援の充実を図ることを目的に、令和 7 年 4 月 1 日に被害者支援心理カウンセラー（以下「心理カウンセラー」という。）を新規採用し、警察本部警務部広報県民課被害者支援室に配置した。

また、鳥取県における犯罪被害者等支援のワンストップ組織である「鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター」の心理療法士として、県職員としても併任発令された。

2 令和 7 年度中の活動実績

(1) 警察におけるカウンセリングに関する啓発

警察の行う犯罪被害者等支援のうち、心理的な支援については、これまで精神科医への受診費用の公費負担と部外カウンセラーによるカウンセリングのみであったため、警察にカウンセラーが配置されていること及び心理的な被害回復の重要性を周知することを目的に、各警察署及び高速道路交通警察隊において出前型研修会を開催し、部内における啓発を実施した。

(2) カウンセリング実績

ア 実施件数（延べ）

年月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	年度計
件数	0	1	2	3	3	1	3	4	9	7	6	10	49

イ 被害者の属性（事件種別）

事件種別	性犯罪	住居侵入	傷害	交通事故	その他
対象者数(人)	7	1	1	2	1



カウンセリング（イメージ）

3 犯罪被害者等からの反響、今後の活動方針等

(1) 犯罪被害者等からの反響

カウンセリングを受けた犯罪被害者等からは、カウンセリングを受けた感想として、

- ・ 話を聞いてもらうことで自分の気持ちや考えを整理できた。（20代女性）
- ・ 睡眠時間が以前より安定してきた。（20代女性）

等、心理面における被害の回復に効果があった旨の反響があった。

(2) 今後の活動方針

犯罪被害者等のニーズは多様であり、それらに対応するためカウンセリング技術のスキルアップを図るとともに、心理カウンセラーの活動を更に周知させることにより、「支援漏れ」のない体制の構築を推進する。

(3) 新聞報道

地方紙 2 紙が、被害者支援心理カウンセラーの活動状況について大きく報道し、県警察の行う犯罪被害者等支援が県民へ周知された。